

横浜市都筑スポーツセンター第5期指定管理者公募に係る質問・回答一覧

番号	分野	詳細	質問(質問書原文のとおり)	回答
1	公募要項	P6 (4)口座 管理口座	管理口座について、 「1施設当たり1口座を原則とします」と記載がございますが、弊団体は会計システムにより、各施設の事業区分ごとに収入と支出を明確に分けて適切に管理を行っています。この場合、1施設に1口座を設けなくてもよろしいでしょうか。	会計の透明性の観点から、「1施設当たり1口座を原則」とします。ただし、やむをえない事情により、1施設当たり1口座とすることができない場合は、施設毎の収支管理を徹底していただくことを条件として認めることも可能です。その場合は、区と協議することとします。
2	公募要項	P19 (4)ツ 提案書	①提出書類については以下提出方法で相違ないでしょうか。 「正本及び副本」のA～チについては、 ・正本 1部(クリップ留め) ・副本 2部(クリップ留め) 「正本及び副本」のツ提案書と収支計画については、 ・原本 1部(クリップ留め) ・写し 2部(ファイル綴じ) ・CD-R 1枚(PDF全体+収支計画Excel) 「応募団体が特定できないように編冊」のA～ツについては、 ・8部(ファイル綴じ) ②ツの提案書の写し2部は原本の写しという理解でよろしいでしょうか。また、ファイルに綴じてご提出すればよろしいでしょうか。 ③「応募団体が特定できないようにして編冊」とありますが、具体的には応募する企業名を伏せる対応で問題ないでしょうか。	①ご記載の通りで差し支えございません。 ②御認識の通りで差し支えございません。 提出方法につきましても、ご記載の通りで差し支えございません。 ③ご記載の通りの対応で差し支えございません。
3	業務の基準	P8 第2 1(9)スポーツ教室の提供	書道や工作などの文化系のプログラムサービスを提供する場合、スポーツ教室等に含まれ指定管理事業としてよいのでしょうか。それとも自主事業となるのでしょうか。	ご認識のとおりスポーツ教室等に含まれ指定管理事業として扱います。
4	業務の基準	P18 第3 3(3)備品台帳	指定管理者制度における実務手引き、P29「(2)消耗品の管理」に、「取得価格(消費税込・付随費用を含む。)が10万円未満の物品は、備品の性質を有していても消耗品として扱うことが可能です。」と記載がございます。備品・消耗品の取得価格の基準があればお示ください。	備品・消耗品の取得価格の基準はございません。備品と消耗品の区分は、その物品の性質や使用できる期間の長短を優先して判断することとし、その性質又は形状を變ずることなく、相当長期間(1年以上)にわたり使用できるものを備品とします。ただし、取得価格(消費税込・付随費用を含む。)が10万円未満の物品は、備品の性質を有していても消耗品として扱うことが可能です。